第１部　総論

第１章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の背景と趣旨

我が国は令和７（2025）年に「団塊の世代」[1]すべてが 75 歳以上となり、令和 22（2040）年には「団塊ジュニア世代」[2]が 65 歳以上となるなど、人口の高齢化がさらに進行し、介護が必要となるリスクの高い 85 歳以上の高齢者の増加が予想されています。

一方、医療や介護のニーズがより高まる 75 歳以上人口は都市部では急速に増加するものの、地方では緩やかな増加に留まったり、高齢者人口自体が減少に転じたりするなど、国内でも各地域で高齢化の状況は大きく異なってくることが見込まれています。

このような状況が見込まれるなか、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を推進してきました。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後も一層取り組みを推進していく必要があります。

本市は、国の方針や第７期計画における取り組みを踏まえ、令和７（2025）年、令和 22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持ち、介護保険の安定した運営と地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることを目的として、本計画を策定するものです。

【地域包括ケアシステムの概要】

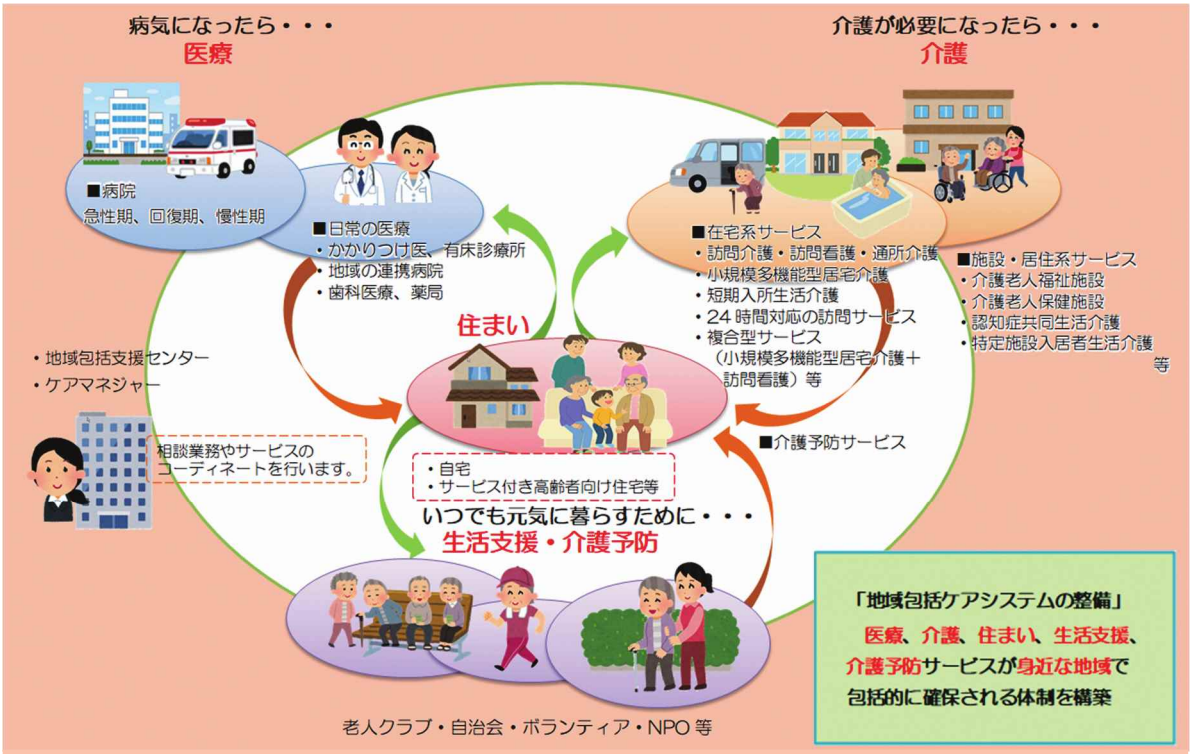

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

---

[1] 「団塊の世代」：昭和 22（1947）年～24（1949）年頃生まれの方
[2] 「団塊ジュニア世代」：昭和 46（1971）年～49（1974）年頃生まれの方

２．計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）の規定による「市町村老人福祉計画」、及び介護保険法（第 117 条）の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

本計画は、「第５次八女市総合計画」（基本構想計画期間：令和３～12 年度）を上位計画とし、福祉分野の各個別計画に共通する理念や取り組み等を定めた「第２次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の本市の関連計画と整合性を図り策定するものです。なお、「第５次八女市総合計画」では、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進に向けた施策展開を設定し、本計画と関連する内容では５つの目標を提示しています。本計画においても、ＳＤＧｓの視点を取り入れた計画の推進を行い、目標の達成に向けて取り組みます。

また、福岡県の「高齢者保健福祉計画」や「保健医療計画」、「地域医療構想」等の関連計画等との整合性にも配慮しています。

【計画の位置づけ】

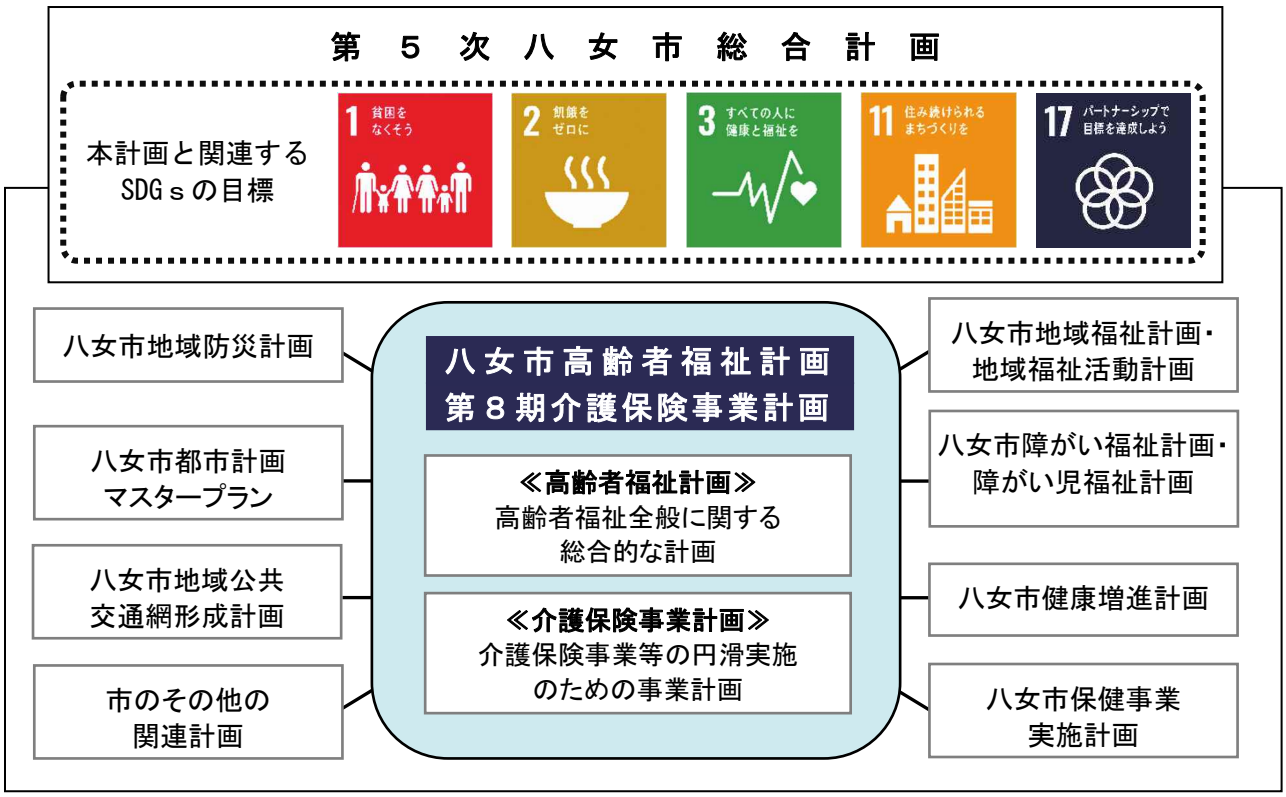

※SDGｓについては 102 頁に記載しています。

３．計画の期間

本計画は介護保険法に基づき、令和３～５年度までの３ヶ年の計画として策定します。

本計画期間は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和７（2025）年度、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上になる令和 22（2040）年度を見据え中長期的な視点に立った施策の展開を行います。

【計画の期間】

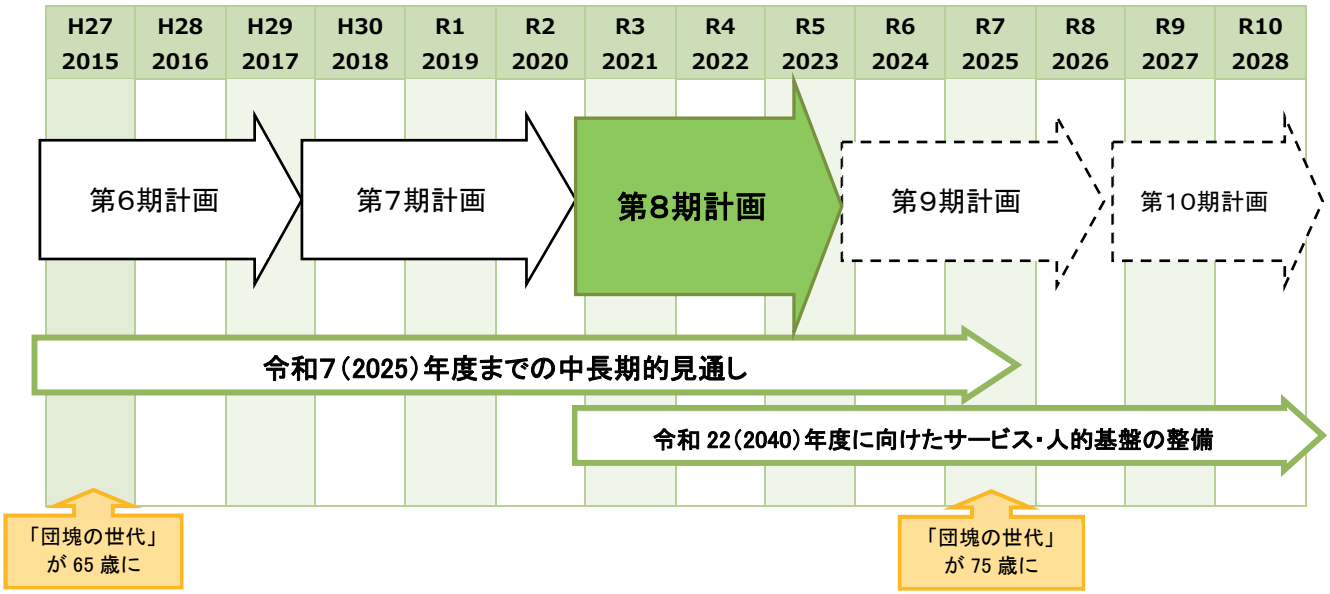

４．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉に関係する団体の代表者や知識経験者等で構成する「八女市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、計画の検討・確認を行いました。

このほか、高齢者等に対するアンケート調査や計画原案に対するパブリックコメントを行い、計画への市民意見の反映に努めました。

５．計画の進行管理体制

介護保険事業計画等推進委員会や地域包括支援センター運営協議会等において、本計画の実施状況・進捗状況等の管理及び評価を行い、高齢者を取り巻く状況の変化等に対応した、より効果的な事業の実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行っていきます。あわせて計画の達成状況等について公表していきます。

６．災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、日ごろから介護事業所等との連携強化に努め、様々な非常事態に備えて適切な対応が行えるように準備します。